平成２６年（フ）第１２４１９号
東京都足立区扇２丁目31－７－301
債務者　生亀　秀和
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４２２号
東京都渋谷区広尾２丁目９－33
債務者　角田　恵介
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４２３号
東京都板橋区中板橋28－２－202
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４３０号
東京都足立区西新井栄町３丁目10－16　毛利ハイツＢ201
債務者　楯　　智絵
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４３１号
東京都荒川区荒川６丁目53－12
債務者　澤田　智美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４３２号
東京都杉並区下井草４丁目32－17－306　第一陵雲閣
債務者　瀬尾　たえ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４３９号
東京都世田谷区梅丘２丁目13－10－206
債務者　折笠　武則
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４４０号
東京都新宿区百人町１丁目16－11－202
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４４１号
千葉県印西市原４丁目４　６棟103
債務者　大島　京子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４５１号
東京都八王子市平岡町29－１－201
債務者　志村　幸枝
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４５２号
東京都荒川区南千住５丁目35－14－302
債務者　大田　勝久
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４５５号
東京都杉並区下高井戸５丁目21－32－106
債務者　桑野　　修
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４５６号
東京都日野市程久保８丁目45－９　２階
債務者　橋詰　和枝
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４５８号
東京都江戸川区東葛西７丁目13－17　葛西荘
債務者　安藤　雄太
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４６３号
東京都中野区東中野１丁目17－15
債務者　大内　照子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４６５号
東京都江戸川区南小岩１丁目６－６－101
債務者　三上　孝行
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部